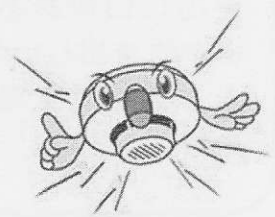




平成20年6月1日から、すべての住宅の**寝室**に設置が義務付けられています。
建物によっては、**階段**や**廊下**にも必要です。

- ※ 一宮市では、**台所**への設置は義務付けていませんが、取り付けを推奨しています。
- ※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

設置して10年を目安に交換しましょう。



★：住宅用火災警報器設置場所

【1階建て】



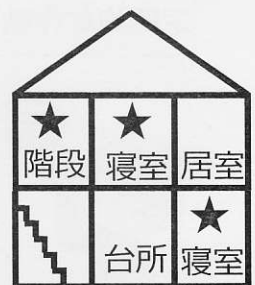
【2階建て】



寝室1Fのみ



寝室2Fのみ



寝室1F・2F

回 覧										

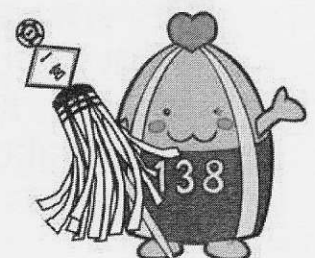
【問い合わせ先】

消防本部予防課

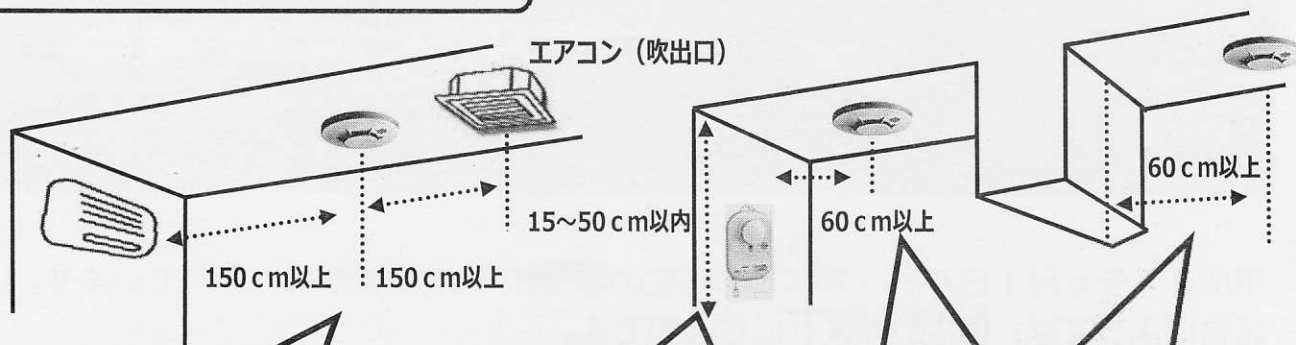
TEL：72-1280

FAX：71-1191

E-mail yobo@city.ichinomiya.lg.jp



どこに取り付けるの？



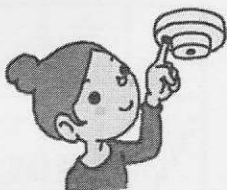
エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から150 cm以上離して取り付けます。

壁に設置する場合は、警報器の中心が天井から15～50 cm以内のところに取り付けます。

警報器の中心を壁から60 cm以上離して取り付けます。また梁などがある場合は、梁から60 cm以上離して取り付けます。

住宅用火災警報器の維持管理について

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2)
警報器の本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合



警報器の本体の故障か電池切れです。(※2)
警報器の本体又は電池を交換しましょう。

※1 警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的を実施してください。

※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。

なお、設置から10年以上経過している場合は、電池切れか本体内部の電子部品が劣化して正常に作動しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。